

令和4年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和5年1月25日（水）14時00分～16時00分  
開催方法 オンライン

【出席委員（敬称略）】

石山 麗子、鵜籠 雅之、江口 裕樹、大麻 みゆき、大熊 克信、長田 恭子、  
神 実香、笹川 裕之、品川 惣壽、銭場 信雄、滝澤 正文、田中 悠美子、  
新泉 真砂子、齋島 孝雄、伴 茂之、巻 淳一、松尾 浩子

【事務局】

いきいき長寿推進課：高野課長、坂口係長、高橋係長、山口主査、小池主査、柿沼主任、  
土屋主任、池田主事

高齢福祉課：飯塚課長

介護保険課：富澤課長補佐

区高齢介護課：青木課長（西区）、横田課長（北区）、百澤課長（大宮区）、  
浜崎課長（見沼区）、井上課長（中央区）、北沢課長（桜区）、  
宮嶋課長（浦和区）、中山課長（南区）、熊倉課長（緑区）、  
小野課長（岩槻区）

【傍聴人】 1名

【議事録】

1. 開会	
司会（事務局）	令和4年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 開会。 配布資料の確認。 ・次第 ・令和4年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 事前送付資料 ・令和4年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会 議題（1）追加資料 委員変更の報告等。
2. 議題	
議長	本会議の公開。 ・傍聴人の人数を10人と定め、傍聴の許可は先着順

	<p>・ 1人の傍聴人入場</p> <p>議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について。</p>
<p>議題（1）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認について</p>	
事務局（介護保険課）	<p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しているが、介護保険法第115条の23第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができる、とされている。</p> <p>委託にあたっては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めている。</p> <p>20箇所の居宅介護支援事業所は、令和4年12月にDVD配布形式で実施している「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているため、承認を求めるものである。</p>
議長	<p>議題（1）について意見、質問はあるか。</p>
靱島委員	<p>大宮区連絡会の報告書には、東部圏域で「最近では、要支援の方だけでなく、要介護の方の委託先を探すことも困難で、大宮区外の事業所に委託するケースが増えている」や、西部圏域でも「圏域内の居宅介護支援事業所では受託してもらえないケースが増えている」という報告があるが、現行の課題と今後の対策はどうなっているか。</p>
事務局（介護保険課）	<p>委託先を探すことが困難であることは把握している。国の社会保障審議会でも議論されているところであるが、さいたま市から内閣府を通じて居宅介護事業者が直接ケアプランを受けられるように門戸を広げられないかと提案している。厚生労働省でも介護人材の確保について重要視しており、様々な面から検討している段階である。我々としても国と連携しながら人材の確保等を進めていければと考えている</p>
議長	<p>12月20日の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」の中でも、これについて今後の対策が掲載されている。</p>

滝澤委員	<p>20事業所を承認することで、さいたま市全体で委託を受けられる居宅介護支援事業所は何事業所になるのか。また、区単位で多い少ないといった状況があればご説明いただきたい。</p>
事務局（介護保険課）	<p>市全体で委託を受けられる居宅介護支援事業所については、確認して、後日回答*する。また、区ごとの事業所の状況については、委託を受けてくれる事業所が少ないことは把握しているが、今後認定の申請者数がどれくらい伸びていくのか、居宅サービスがどれくらい伸びていくのかといった推計のところから判断していかなくてはならないため、区ごとの事業所の状況については回答を持ち合わせていない。</p> <p>（※回答：市全体で委託を受けられる居宅介護支援事業所数）</p> <p>市全体で委託を受けられる居宅介護支援事業所は、今回の20事業所を加えて307事業所となり、市全体の指定居宅介護支援事業所の約84%が委託を受けられることとなる。</p>
議長	<p>委員からは、委託先の課題について深刻に受け止められていることが伺える。これについては対策を考えていかなければならないと思うが、全国的な課題でもあるため、さいたま市でも考え、全国的にも取り組んでいくような大きな課題かと思う。</p> <p>議題（1）について承認してよいか。</p>
各委員	（異議なし）
議長	次に、議題（2）令和4年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について。
議題（2）令和4年度第2回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局（西区高齢介護課）	<p>西区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目の上半期地域包括支援センターの事業実績については、地域支援会議や介護者サロンの開催が中止となったり、回数が減ってきていたが、現在は再開している。総合相談業務は、両包括ともに前年度より増加し、事前予約なしでの来所も少しずつ戻ってきた。</p> <p>委員からは、困難事例の家庭に包括を紹介するも、包括に相談することに抵抗があるようで、家族だけで対応していることがある。何かのきっかけがあつて相談してくれることもあるが、包括としては定期的に見守りや訪問を継続することで、そこから信頼関係が生まれ、サービスに繋がるとの意見があつた。</p> <p>2点目の地域支え合い推進員の活動報告については、地域活動に出向き、情報提供や啓発等を実施し、担い手養成講座等の参加者発掘に努めた。自主グループへ、継続的に行ってもらえるような働き</p>

	<p>かけを実施している。いきいきサポーターがいないグループには「ますます元気教室」、「いきいきサポーター養成講座」を受講してもらった。</p> <p>飯田新田や塚本町など荒川より西側の地域での移動支援事業について、具体的な準備を進めており、地域住民向けの説明会を年度内に実施するよう調整中である。</p> <p>委員からの意見として、高齢者の運転問題は家族がやめてほしいと思っても本人が納得しないことが多い。これから高齢者が増えていく中では、こういった移動手段の確保がより必要になってくる。免許返納を拒む人も多いため、整備が整うとよいとの意見があった。</p>
<p>事務局（北区 高齢介護課）</p>	<p>北区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、22ページの「月次報告書について」において、昨年と比べ地域活動が大きく増加している状況が見られ、委員からは、感染は心配ではあるが、高齢者が外に出ないことも心配であり、活動再開できていない団体についても、対策を十分に行った上で、活動を始めていかなければならない時期に来ている、とのご意見をいただいた。</p> <p>2点目は、23ページの「権利擁護事業実績について」において、委員から、困難事例や家族間の問題など、表に出にくい話をどのように拾い上げているかと質問があり、「近隣の方は身近な民生委員を頼って相談されることが多く、スムーズに地域包括支援センターに引き継いでいただいている。」、「民生委員から話を聞くことで、家族やその関係性などの情報を得ることが出来る。」など、いずれの地域包括支援センターも民生委員から情報を得ることが多い状況が見受けられた。</p> <p>3点目は、25ページの「その他」での、地域の状況や課題についての報告において、介護予防支援の件数がとても増えているが、委託先となるケアマネジャーが不足している状況で、地域包括支援センターの負担が大きくなっており、地域づくりを担う地域支え合い推進員をサポートすることが難しくなることが懸念される、という報告があった。委員からは、介護が必要な方が増えないように、介護に至る手前で予防することが必要、とのご意見をいただいた。</p>
<p>事務局（大宮区 高齢介護課）</p>	<p>大宮区連絡会の主な報告は4点。</p> <p>1点目は、地域支援個別会議及び地域支援会議において「あったらいいな」と思われる社会資源について挙げていただいた。それぞ</p>

	<p>れ、27ページの下段にある東部圏域においては、「普段利用しているスーパーマーケットや郵便局などで、地域の情報や簡単な運動メニューが入手できるとよい」など、29ページの2段落目にある西部圏域においては、「地域交流が図れる場所があるとよい」などの意見があった、と報告を受けている。</p> <p>2点目は、先ほども話題に上ったが介護予防ケアマネジメントについてである。計画作成業務を委託できる居宅介護支援事業所が不足しているとのことをご意見をいただいている。</p> <p>3点目は、大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑の移転についてである。これについては本日の議題（3）で、改めてご説明する。</p> <p>最後にその他として、出席者の方から2点ご意見をいただいている。</p> <p>1つは、33ページの下段①、民生委員の立場からのご発言である。その方は自治会が開催するイベント時に情報提供を行っているとのこと、自治会の力は大きいので、自治会と協力していくことはとても有効であるとのことであった。</p> <p>もう1つは、34ページの②、認知症のひとと家族の会に所属する委員からご意見をいただいた。いわゆるダブルケアの経験から、介護者を支援することの重要性を訴えておられた。</p>
<p>事務局（見沼区 高齢介護課）</p>	<p>見沼区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、36ページの「令和4年度上半期事業報告」において、各地域包括支援センターから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動は、コロナ禍での休止から、再開が進み増加してきている。</li> <li>・関係機関との連携の取り組みとして、メールでの情報発信の実施。</li> <li>・権利擁護事業においては、成年後見制度の利用が必要になるケースが増加している。</li> <li>・総合相談件数が増加するとともに、内容の複雑化により1件あたりの相談対応が長期化している。</li> <li>・居宅介護支援事業所のケアマネジャー退職者の増加により介護予防ケアマネジメント委託が困難になっている。</li> </ul> <p>といった、事業は様々な方策によりコロナ禍から回復しつつあること、業務は増加・複雑化している報告があった。</p> <p>2点目は、先ほど1点目でも触れたが、38ページの「地域支援</p>

	<p>会議・協議体、地域支え合い推進員の活動報告」において地域課題として取り上げられている、ケアマネジャー不足という現状についてである。</p> <p>各包括とも、地域のケアマネジャーの不足により、要支援のケアマネジメントの委託率が下がっており、そのことが包括の業務の増大にも繋がっているものである。</p> <p>委員からも、「介護職員の処遇改善により、そちらに人員が流れ、ケアマネジャー・介護職以外の専門職も減少し、募集しても反応がない。介護業界には様々な職種があり、介護に携わる全ての職の処遇を全体的に上げるべきだが議論ができていない。」という、包括業務の実情を踏まえたご意見があったので報告させていただく。</p>
<p>事務局(中央区高齢介護課)</p>	<p>中央区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、41ページの「令和4年度地域包括支援センター上半期運営状況報告」に関して、総合相談支援業務の相談件数は両包括共に増加傾向となっている。相談内容の主なものとしては、コロナ禍で外出機会が減ったことで体力や、認知機能の低下が進み介護サービスを利用したいという方から、「ケアマネジャーを探して欲しい。」といった相談が増えている。また、地域活動への参加者の伸びに関しては、7、8割の方が自主グループの活動を再開しているものの、リーダーの高齢化による世代交代が進まずリーダー不足が課題となっているグループも見受けられる。その反面、「新たに自主グループを立ち上げていきたいので、支援をお願いできないか。」といった相談もあった。</p> <p>2点目として、42ページの「個別事例から見える地域課題」の権利擁護の事例では、8050問題や9060問題が背景となっており、親が先に亡くなり、親なき後の残された子供の生活が課題となる事案が増えている。また、「買い物支援」については、八王子や桜丘地区などの買い物空白地域への「移動スーパーの誘致」が定着しつつあり、移動販売を求める声が他の地域からも出てきている。</p> <p>ふれあい会食の活動状況に関しては、コロナ禍でもあるため会場での会食は避け、お弁当を取りに来て頂き自宅に持ち帰って頂く「持ち帰り形式」を取り入れながら、独居高齢者の外出機会の確保と見守りを兼ねた地域活動が地区社協や自治会を中心に行われている。</p> <p>3点目として、43ページの「令和4年度上半期地域支え合い推進員活動報告」に関して、市主催による「ますます元気教室」の存</p>

	<p>在が大きく、この教室は公民館や小学校など、高齢者にとって身近で通いやすく、また、無料で「いきいき百歳体操」に参加できる、そういったメリットがあるため、参加者が増えている。このますます元気教室の卒業生が中心となって、新たに7つの自主グループが活動を開始した。また、地域交流では「子供たちや親世代、高齢者が集まり、体操やサロンを通じて、地域の中で多世代が交流できる。」、そのような機会を確保するため、鈴谷小学校と与野西北小学校の空き教室をお借りして、介護予防を中心とした地域交流会を開催している。</p> <p>このように地域活動への支援を進めているが、自主グループのリーダーの高齢化が進み、担い手不足が課題の1つでもあることから、自治会、民生委員、地域の代表者に対して「いきいきサポーター養成講座」への参加を呼びかけ、自主グループのリーダーとなり得る人材の発掘に繋げている。その他、スーパーマーケットが生活圏域内に少なく、買い物に苦慮している高齢者が増えていることを踏まえて、スマホを使ってのネット購入をサポートするため、「スマホ講座」を開催した。講師には、看護大学の学生などを中心とした、ボランティアにお願いしたり、また、大手携帯ショップの協力を得ながら、ネットスーパーの活用方法や、自主グループの仲間同士でスムーズに情報交換が行えるように、ラインの使い方講座、また、詐欺被害に備えての詐欺防止アプリの活用方法を学ぶなど、学生ボランティアと高齢者との多世代交流が活発に行われてきている。</p>
<p>事務局（桜区 高齢介護課）</p>	<p>桜区連絡会の主な報告は2点。</p> <p>1点目は、49ページの「2 令和4年度上半期一般介護予防事業の実施状況」に関して、今年度は、田島公民館が中規模修繕工事を実施しておりほぼ1年間使用できない状況であったが、ますます元気教室に関しては、別の会場として新たに寿楽荘で教室を実施した。現在の状況で、そもそも会場数は足りているのかという意見があったが、現在、どの講座も定員以内となっているため、会場数は足りていると考えている。</p> <p>2点目は、50ページの「4 地域包括支援センターにおける活動報告」に関して、北部圏域も南部圏域もサロンや自主グループで気軽に集まれる会場が見つからないとの事だったため、自治会館を利用したらどうかというご意見があったが、使用料が発生するため借りづらい上に違う自治会の人には利用が難しい旨を説明した。</p>

	<p>また、今回、認知症初期集中支援チームについて、いくつか質問が出たため、改めて窓口等でのPRを充実してもらいたいというご意見をいただいた。</p>
<p>事務局（浦和区 高齢介護課）</p>	<p>浦和区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、53ページの「議事1 令和4年度各地域包括支援センター上半期活動報告について」、相談業務全般において件数が増加、特に権利擁護事業実績における高齢者虐待を含む困難事例が増加傾向にあった。</p> <p>高齢者虐待では、精神疾患のある同居家族からの虐待など障害者支援との連携を図ることの難しさが、課題として挙げられた。</p> <p>困難事例としては、セルフネグレクトにより介護サービスにつながらず、困難ケースに至るものやマンションのオートロック化により、独居高齢者の見守りが困難で、コロナ禍で自宅に閉じ籠っている高齢者の認知症が進行、介入した時にはライフラインが停止しているなど、問題が大きくなっているケースが散見されるとの報告があった。</p> <p>マンションのオートロック化が進む中で独居高齢者の見守りに関して、個人情報取り扱いも含め、地域課題として今後も検討していこうとの方向性が示された。</p> <p>2点目は、55ページの「議事2 令和4年度地域支え合い推進員の上半期活動報告について」、どの圏域においてもいきいきサポーター養成講座の修了生に連絡をとるなど、地域活動の担い手を作るべく努力をしているとの報告があり、コロナ禍ではあるが、継続して運動や他者と交流することの大切さを伝えてほしいとの要望が挙げられた。また、地域の活動場所の不足においては、自治会や行政も含め今後も検討していくべき喫緊の課題であるとの共通認識を図った。</p> <p>3点目は、56ページの「議題5 「シニアサポートセンターの認知度について」、高齢者人口の増加に伴い今後、益々相談ニーズの増加が見込まれる中、地域包括支援センターの役割が期待されている。しかし名称も活動内容も地域住民にまだまだ知られていないのが現状であり、地域包括支援センター職員が、例えば自治会の会合等に参加して宣伝していくべきではないかとのご意見があった。広報の一例としては、老人クラブでは、広報誌に活動内容の記事を掲載しているとの紹介があった。また、さいたま市では自治体、自治会、民生委員、地域包括支援センターの連携があまり取れていない</p>



	<p>ので、もっと一体となるよう、さいたま市としてもバックアップしてほしいとのご意見があり、共通課題としての認識を一にした。</p>
<p>事務局（南区 高齢介護課）</p>	<p>南区連絡会の主な報告は5点。</p> <p>1点目、58ページの令和4年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会報告について、運営協議会会議録に沿って各議題の概要について報告した。南区南本町の圏域の変更については、ご承認をいただき、委員の皆様にもこの場を借りて感謝申し上げたい。現在は、令和5年4月1日付けの変更に向けて、引継ぎの業務を進めているところである。</p> <p>2点目、59ページの令和4年度上半期事業報告について、各包括とも相談件数は令和4年度も引き続き増加傾向にあり、積極的なサービス利用についての相談が増えているとのことであった。また、今年度は行動制限が緩和されたため、会議や研修、地域活動等は予定通り実施できているとのことであった。</p> <p>3点目、60ページの介護予防支援事業業務の公正・中立性の評価について、各包括とも適切に業務を実施していると評価した。</p> <p>4点目、同じページの令和4年度上半期地域支援会議の報告について、各包括とも地域支援会議において地域の方から様々な意見や要望が出ている。その中で、短期集中型介護予防サービスのモデル事業については、是非増やしてほしいとの意見をいただいている。</p> <p>5点目、61ページの高齢者生活支援体制整備事業について、各包括から地域支え合い推進員が行った具体的な取組事例についての報告があった。今年度の新たな取組として、高齢者の外出のきっかけになるイベントとして、また包括の周知を目的として、地域の協力も得てスタンプラリーやクイズラリーを実施した。</p>
<p>事務局（緑区 高齢介護課）</p>	<p>緑区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目、63ページ上段、2（1）高齢介護課からの報告事項について、④番で、市ケアラー支援条例と福祉まるごと相談窓口設置の報告をした。連絡会ではこれらについて、今後、周知が必要である旨のご意見をいただいた。</p> <p>2点目、同じページ中段やや下、「2（2）地域包括支援センター活動報告」について、64ページ下段の「質問・意見等」に記載があるが、介護人材の不足について質問があった。両包括ともヘルパーが不足しているという実感をもっており、家事援助について、宅配サービスや買い物配達してくれるスーパーを紹介していると</p>

	<p>いう報告があった。</p> <p>3点目は66ページ下段「2(3)地域支え合い推進員活動報告」について、自主活動において、百歳体操のみでは活動継続のモチベーション低下が想定されるため、体力測定や認知症サポーター養成講座、救急救命講習会など百歳体操以外のイベントも適宜開催し、継続を支援していくとの報告があった。</p>
事務局(岩槻区高齢介護課)	<p>岩槻区連絡会の主な報告は3点。</p> <p>1点目は、70ページの「4. 令和4年度上半期介護予防事業について」に関して、ますます元気教室の2コース目、健口教室及びいきいきサポーター養成講座について、各圏域の地域支え合い推進員が事業を周知・勧奨していただいた結果、定員を超える申し込みがあった。</p> <p>2点目は、71ページの「5. 令和4年度上半期介護者サロンの実施状況について」に関して、どの圏域においてもコロナ禍の中感染対策を徹底した上で開催し、参加者からは「気分転換になった」、「今後の生活の励みになった」、「本人と一緒に参加できる形なので参加しやすい」等の好評をいただいた。</p> <p>3点目は、73ページの「8. その他(岩槻区各圏域における地域課題のその後)」に関して、岩槻区は「移動手段を起因とする社会参加の制限、高齢者に対する情報提供・周知の方法が困難な問題があるのでは」、「送迎バス等の移動手段は社会参加につながっているように見えるが、介護予防、社会参加により効果がある移動手段は、自力で歩いたり、自転車をこいで移動すること」という意見があった。そのご意見については、引き続き岩槻区の課題を整理していくため地域支援個別会議等を通じ、今後検討していく予定である。</p>
議長	議題(2)について意見、質問はあるか。
伴委員	いきいき長寿推進課や各区の担当の方へのお願いとなるが、認知症初期集中支援チームについて、最近役割や担当、存在までわからない方がでてきている。もう一度パンフレット等での周知、強化をお願いしたい。
品川委員	老人クラブとして地域の高齢者を支える活動をしているが、会員の減少に歯止めをかけるため、情報の共有をさせていただきたい。例えば、自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センターといった地域のコミュニティの方々と集まって地域を創生する、地域を元気にする活動に取り組んでいるので、そういった情報を共有させていただき、皆さんにお力をいただきたい。

<p>鮎島委員</p>	<p>大宮区の「オレンジカフェよりみち」の移動支援事業について、下半期から試験的に運用しているようだが、事業内容と実績について伺いたい。</p>
<p>事務局（大宮区 高齢介護課）</p>	<p>移動支援について、「オレンジカフェよりみち」を開催の際に送迎をしているので、まだ数回であるが実施している。利用者数などの実績については、具体的な報告を受けていないので現時点ではお答えできない。</p>
<p>新泉委員</p>	<p>訪問看護をしており、ハラスメントや傷害事件に対しては不安を抱えているところである。埼玉県から出されているハラスメントに関するリーフレットを訪問時や契約時に使用しており、地域の方々にもハラスメントに対する意識をもっていただきたいと考えているが、リーフレットにより伝えることができるようになった。今回ご出席の皆様は、いろんな職種の方たちがいるので、ハラスメントに関してのご意見などを頂戴したい。</p>
<p>江口委員</p>	<p>ふじみ野市の事件以降、地域包括支援センターやケアマネジャーを対象に、ハラスメント対応を題材とした講演をしてほしいという依頼が増えているところである。</p> <p>厚生労働省のホームページから「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」をダウンロードできるようになっているため、内部での研修等の材料にしていだければと思う。書かれている内容としては、ハラスメント対応は社内の労務管理であるということを経営者には認識していただく必要があるということがうたわれている。労働環境を整え、利用者からのハラスメントから従業員を守ることが管理者に求められているということを強調しているので、社内で研修や周知を図っていただけるとよいと思う。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>ケアマネジャーの方の実態として、介護保険が始まって20年が経ち、だんだんと高齢化となり退職を迎え世代交代の時期になっている。さいたま市で新たにケアマネジャーになる方は毎年200人程いるが、実際にケアマネジャーの業務に就く人は半分以下となっており、なかなかケアマネジャーが増えないという実情がある。今までは介護給付で支えていたが、それだけでは厳しい状況となっており、大宮区での「あったらいいな」と思われる活動の創設や介護が必要となる前の百歳体操など、地域で支えていく必要性が増している。ケアプランについても、介護保険のサービスだけでなく、インフォーマルサービスも含めて地域で支えましょうというプランの内容に変わってきているところから考えると、地域において自分</p>

	<p>たちが元気に暮らせる「あったらいいな」の活動を創設していかなくてはならないと思っている。ケアマネジャーとしても協力できるように協会でも提案をしていきたいと思うので、行政と地域包括支援センターでも地域活動の創設に目を向けて頑張っていただきたい。</p>
議長	<p>介護保険制度であるため、被保険者がサービスを受けられることは前提としたうえで、地域で支えるという両輪で見ていく必要があるということであろうかと思う。</p>
田中委員	<p>ケアラー支援の状況として、地域包括支援センターの対象者が高齢者とあるが、高齢者に限定されるものではないと考えており、特定疾病の若い世代の方や家族全体を見る視点も重要であるため、地域包括支援センターが高齢者介護専門だという認識であるようであれば、見直す必要があると思う。高齢社会であるため、祖父母を見ている中高生というヤングケアラーの存在は一定数あると思うので、皆さんと勉強しながら様々な世代のケアラーや要介護者の方も支えるという観点をもって地域包括支援センターの運営を一緒に考えていけたらと思う。</p>
鵜籠委員	<p>地域支え合い推進員には、地域での資源開発やネットワーク構築、地域住民のニーズとのマッチングの役割があり、各区から報告が挙がっているところであるが、これらの活動は地域支え合い推進員の重要な役割である包括的な支援体制づくりに向けてのネットワーク構築ということによいか。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>地域支え合い推進員として、ネットワーク構築の業務として行っているものである。さいたま市では、すべての地域包括支援センターに地域支え合い推進員を1名ずつ配置しており、常時活動している。</p>
議長	<p>議題(2)についてよろしいか。</p> <p>次に、議題(3)大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑の移転について。</p>
<p>議題(3)大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑の移転について</p>	
事務局	<p>大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑が、併設されている特別養護老人ホーム白菊苑とともに、令和5年10月下旬頃に、現在地である大宮区天沼町1丁目から、寿能町2丁目へ移転を予定している。移転の理由は建物の老朽化による建替えであり、現在、移転先では建物の新設工事を進めているところである。</p> <p>今回の移転については、令和4年7月から大宮区民生委員児童委</p>

	<p>員協議会役員会及び定例会、大宮区自治会連合会、区内各地区社会福祉協議会等、関係機関や地縁団体を訪問し、丁寧な説明を重ねてきた。併せて、天沼町自治会長への個別説明の実施、寿能町の地域住民を対象とした説明会の開催、令和4年9月の地域支援会議での移転承認と、十分な合意形成を図ってきたものと考えている。</p> <p>工事を伴うため、その進捗状況により正確な移転日は未定であるが、令和5年夏頃には確定する見込みであり、適切な時期に自治会回覧板や市報さいたま大宮区版を活用した周知を実施するべく調整を行っている。</p>
議長	議題（3）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	議題（3）について承認してよいか。
各委員	（異議なし）
議長	次に、議題（4）令和5年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について。
議題（4）令和5年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）について	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>地域包括支援センターの運営方針は、地域包括支援センターの運営において求められる基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施、及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしているものである。</p> <p>令和5年度の運営方針について、社会情勢の変化等を踏まえ、修正を行いたいと考えている。</p> <p>資料79ページに令和4年度運営方針からの変更点をまとめており、下線部が変更箇所となっている。また、80ページから85ページまでは、変更点を踏まえた令和5年度運営方針案となっており、こちらも下線部が変更箇所となっている。</p> <p>まず、80ページについて、年度の修正となる。</p> <p>次に、82ページ「利用者が相談しやすい相談体制の構築」について、地域共生社会の考えのもと、介護や福祉、医療等に関する分野以外の関係機関とも連携を図っていく必要性が増していることから、文言を追加した。</p> <p>次に、83ページ「権利擁護」について、前回の第1回会議でのご意見を踏まえ、国の成年後見制度利用促進計画を踏まえた普及啓発に努めるよう記載を追加した。</p> <p>次に、84ページ「一般介護予防事業」について、文頭の「ア」</p>

	<p>を削除した。記載内容の変更はない。</p> <p>次に、85ページ、地域包括支援センターで行っている介護者サロンや認知症カフェの取組を新たに追加した。</p> <p>なお、1月25日時点において、国から運営方針の改正が必要となる通知等は発出されていないが、本運営協議会終了後に、国の通知等により運営方針を改正する必要が生じた際には、石山会長とご相談の上、改正させていただき、次回の地域包括支援センター運営協議会で報告させていただきたく、この点についてもご協議いただきたい。</p>
田中委員	<p>介護者支援について、介護者サロンや認知症カフェといったピアサポートも重要な介護者支援であり、同じ悩みを持つ人同士で集まって話しをすることで、情緒的な支え合いになったり具体的なケアのヒントを得られたりしてよいと思うが、その前段で、個別のケアラーへのアセスメントを丁寧に行っていくことが重要だと思う。ピアサポートにつなぐ前に地域包括支援センターで介護者のQOLの向上を観点に入れたケアラーアセスメントに重点を置いて考えていただき、その中で必要があればピアサポートへつなぐことが重要である。</p>
齧島委員	<p>権利擁護の部分に、成年後見制度利用促進計画という文言を追加しているが、厚生労働省で「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しているため、正式な名称に揃えた方がよいのではないか。</p>
事務局(いきいき長寿推進課)	<p>国の計画も含めながら業務を行っていくという点においては同じ方向性であると考えている。名称の部分は持ち帰って検討させていただく。</p>
議長	<p>議題(4)についてよろしいか。</p> <p>本議題については、今回の改訂に関する事項のほか、今後、国から運営方針の改正が必要となる通知等は発出された際には、私と事務局で検討させていただくということについてもご承認いただけるか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	次に、報告(1)令和4年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について。
<b>3. 報告</b>	
報告(1)令和4年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
事務局(いきいき長寿推進課)	87ページから91ページまでの運営状況について、地域包括支援センターが中心的に実施している4大業務について、関係項目の

	<p>数値をまとめたものである。</p> <p>まず、「1 総合相談支援業務」について、総合相談の件数は、2割近く増加している。また、地域活動や介護者サロンの開催が、前年度と比べて大きく増加している。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止していた会議やサロンの再開の動きが進んだことや今年度は行動制限がないため予定どおり開催できているためと考える。</p> <p>「2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について、全体的に増加傾向にあり、ケアマネジャーへの支援や関係機関との連携等について問題なく行われているものとする。</p> <p>「3 権利擁護業務」について、前年度と比べて実績が減少している。</p> <p>「4 介護予防ケアマネジメント業務」について、全体的に横ばいから増加傾向にある。</p> <p>なお、92ページから95ページは、地域包括支援センターごとの数値内訳となっている。また、それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等を行っている旨、申し添える。</p> <p>続いて、97ページ、令和4年度上半期地域包括支援センター介護者サロン実施一覧について、介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の人本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、地域包括支援センターにおいて実施しているものである。</p> <p>地域包括支援センターごとに、感染症対策の実施やZ o o mを使用するなど、工夫して開催し、より多くの方にご参加いただくことができている。</p> <p>参加者からは、「話をきいてもらえてスッキリした。」「気分転換になった。」といった好評の声をいただいているため、引き続き、介護者の負担が軽減または解消できるよう開催していく。</p>
議長	報告（1）について意見、質問はあるか。
滝澤委員	消費者被害の防止について、延回数と実件数の違いをどうとらえればよいのか。また、実件数は、地域包括支援センターで処理している件数か、それとも消費生活センターとの連携の中で解決している件数なのか伺いたい。
事務局（いきいき長）	回数と件数については、言葉が違っているが、処理した回数、件

寿推進課)	数として理解いただきたい。また、数字については、地域包括支援センターで処理した件数であり、消費生活センターで処理した件数ではない。
滝澤委員	実件数が延回数と違っているのは、1つの案件で何度か相談があったということによいか。また、消費生活センターと連携した件数は何件あるか伺いたい。
事務局(いきいき長寿推進課)	実件数と延回数と違いは、実件数は、ご相談いただいた人をカウントしており、延回数は、ご相談いただいている人の回数を積み上げているものである。また、件数は地域包括支援センターで対応した件数であり、消費生活センターと連携して対応した件数や地域包括支援センターで完結をした件数については、統計をとっていない。
滝澤委員	相談内容によっては、消費生活センターの方で処理した方がよりスピーディに解決できることもあるかと思うので、消費生活センターと連携をとってトラブル解決につなげていってほしい。また、消費生活センターでは出前講座も行っているのので、サロン等の機会に利用していただき、被害にあわないよう工夫してほしい。
議長	報告(1)についてよろしいか。 次に、報告(2)令和4年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について。
報告(2) 令和4年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について	
事務局(いきいき長寿推進課)	介護予防支援業務の公正・中立性の評価の仕組みについて、「1. 評価の目的等」として、地域包括支援センターが利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所を選定する際は、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所にかたよらないようにするよう、公正・中立性の確保が必要となっている。 「2. 対象サービス種類」について、公正・中立性の評価は、本市では対象サービスを「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の2種類とし、本調査においては、事業者数が少ない市独自基準の緩和型サービスは含めず、従前相当サービスのみで算出している。 「3. 評価方法」について、毎年度1回、対象月を指定した時点評価とし、対象サービスである2種類のサービス提供事業者の、「サービスを位置づけた人数の占有率」で判定することとしている。 判定基準につきましては、運営協議会で協議をしていただき、占



	<p>有率を50%と決定し、この判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかどうかということで評価を行い、「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が50%以下なら「課題なし」、50%を超える場合「課題あり」としている。</p> <p>「4. ヒアリングおよび指導の実施」について、判定基準を超過し「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を記載した文書を区役所高齢介護課へ提出してもらい、必要に応じてヒアリングや指導を行い、判定結果等を区連絡会及び運営協議会へ報告することとしている。</p> <p>次に、今回の調査結果について、対象月を令和4年7月分のサービス提供分としている。</p> <p>占有率については、各ページの一番右側に記載があるとおり、今回の調査では、両方の対象サービスにおきまして、判定基準50%を超えた地域包括支援センターはなく、公正・中立性が確保されているという結果となった。</p>
議長	報告（2）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見・質問なし）
議長	次に、報告（3）その他報告事項について
報告（3）その他報告事項について	
事務局（いきいき長寿推進課）	<p>地域包括支援センターの職員配置について、令和4年12月末時点で、地域包括支援センターに配置すべき職員が不足しているセンターが7センターとなっている。</p> <p>そのうち、1センターは地域包括支援センターに配置が必要な保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種のうち、保健師が不在の状況となっていたが、1月に既に解消されている。</p> <p>その他、職員が不足しているセンターに対して状況を確認したところ、ハローワーク、民間の求人広告や求人サイトへの掲載、人材紹介会社での求人、知り合いからの紹介、看護学校への依頼など、様々な媒体を活用して求人を行っており、採用に努めているとのことであった。職員の不足に対しては、法人内でのサポートのもと、利用者に影響がないよう努めている。</p> <p>地域包括支援センターでは人材確保について苦慮しており、引き続き、委員の皆様が所属する団体等へ相談等があった際には、ご支援いただきたい。</p>
議長	報告（3）について意見、質問はあるか。

鮎島委員	保健師が不足している1センター以外の6センターについて、何の職種が不足しているのか。
事務局(いきいき長寿推進課)	6センターについては、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士はすべて配置されており職種の不足はないが、配置基準上の職員配置数が不足している状況である。配置できる職種としては、この3職種のいずれかを配置することができる。
議長	報告(3)についてよろしいか。 以上で、本日の議題と報告については終了する。
4. 閉会	